

1日条例施行

ん放置禁止!



なまちを目指して～



▲6月9日美化キャンペーンの様子

平成25年6月議会において、「松原市きれいなまちづくり条例の一部を改正する条例」が可決され、平成26年1月1日から公共の場所での空き缶や吸い殻などのポイ捨て、犬のふんの放置などの迷惑行為に対して、指導、勧告などの所定の手続きを経た上で過料が科せられるようになります。

また、公園などで多い落書き行為を禁止する啓発条項も追加しました。

問合せ 環境政策課(☎337・33127)

Q 条例を改正した主な目的は何ですか？

A 市では、なみはや団体を契機として、市内の美化推進を図るため、平成9年に「松原市きれいなまちづくり条例」を施行し、美化キャンペーンをはじめとした活動などを推し進めるとともに、それぞれの地域においても町会をはじめとする諸団体による自主的な美化活動を実施していただいています。

しかし、その一方で、依然として公共の場所にポイ捨てや犬のふんの放置などの迷惑行為が後を絶たないので、この度、抑止効果の向上を図るため、法的にこれらの行為を規制できるようにする本条例の改正を行いました。

Q 指導の対象となるのはどのような行為ですか？

A 市内の公共の場所において、空き缶や吸い殻などをポイ捨てする行為、犬のふんを放置する行為になります。

公共の場所とは、道路、公園、広場、河川その他公共のために使われている場所をいいます。

Q 指導の内容はどのようなものですか？

A 指導の内容については、次のとおりになります。

- ◎空き缶や吸い殻などの回収
- ◎犬のふんの回収
- ◎違反行為の拡大防止および原状の回復に必要な措置

併せて、今後、空き缶や吸い殻などのポイ捨て、犬のふんの放置をしてはならないことも指導します。

平成26年1月

ポイ捨て・犬のふん

～日本一清潔できれい



Q 指導の対象となるのは松原市民だけですか？

A いいえ。松原市民だけではなく、通勤、通学、買い物、旅行などで、市内に滞在する人や通過する人であっても、空き缶や吸い殻などのポイ捨てや犬のふんを放置した場合には対象になります。

Q 過料が科せられるまでの流れはどうなりますか？

A ポイ捨て、犬のふんの放置を行った者に「指導」→「警告」→「命令」という手順で改善を促します。命令にも従わない場合には、5万円以下の過料が科せられます。

ダメ!



自分さえ良ければいいということでは「住みよいまち」にはなりません。日本一清潔できれいなまちを目指すために、次の内容を遵守しましょう。

- ごみは、必ず持ち帰るようにしましょう。
- 携帯用灰皿を持ち歩くなどして、ポイ捨ては絶対にやめましょう（たばこのポイ捨ては、火災の危険もあります）。
- 犬のふんは必ず持ち帰りましょう。